

意見の概要と市の考え方、日野市営火葬場使用条例等の改正(素案)への反映方針

お寄せいただきましたご意見と、それらに対する市の考え方、日野市営火葬場使用条例等の改正(素案)への反映方針は下記の通りです。
ご意見は要約したものを記載しています。

| 番号 | 該当項目 (該当ページ) | 意見・提案(要約) | 市の考え方 | 日野市営火葬場使用条例等の改正(素案)への反映方針 |
|----|---------------------------------|------------------------|--|---------------------------|
| 1 | 日野市外住民が火葬場を使用する際の使用料改定について(p.3) | 変更意向額(案)の設定理由について | 市外住民の利用件数の増加により、市民の火葬需要への対応がひっ迫する懸念があるため、市外火葬場と使用料を同程度にすることとした。 | 原案の通りとさせていただきます。 |
| 2 | // | 対象年齢の設定について | 対象年齢は変更を行っていない。 | 原案の通りとさせていただきます。 |
| 3 | // | 何故今まで改定を行わなかったのか | 令和5年3月までは八王子市斎場及び南多摩斎場、日野市営火葬場の火葬場使用料は同額であったため、均衡を保つために改定を行っていなかった。 また、近年の火葬件数の急増に伴い、近隣施設の料金過程を機に均衡を維持するためにも改定が必要と判断した。 | 原案の通りとさせていただきます。 |
| 4 | 火葬場の使用時間改定について(p.4) | 改定による火葬回数及び委託料金の変更について | 現在：10時2件 13時2件 15時1件 10,982,400円 改定後：10時2件 13時2件 15時2件 10,982,400円 | 原案の通りとさせていただきます。 |

| | | | | |
|---|-------------------------------|--|---|------------------|
| 5 | // | 午後6時以降に火葬対応を行わない理由 | 現在の火葬件数及び今後の火葬需要を鑑みた結果、午後6時以降の火葬は現状必要ないと考えたため。また、火葬場運営に要する費用が増加する見込みがあるため。 | 原案の通りとさせていただきます。 |
| 6 | // | 日野市民優先の予約や対応に関する現在の課題と改定後の運用について | 死亡してから火葬を行うまでの間に日数を要するという事例が見受けられ、それに伴い負担する金額が増加している。 令和5年2月より13時の火葬の枠については日野市民のみの受け入れを行っており、今後も継続をする予定。 | 原案の通りとさせていただきます。 |
| 7 | 災害時等の施設使用許可の取り消しについて (p.4) | 施設の使用許可取り消しに関して、近隣市との連携等の最善の支援をしていただきたい | 災害時の火葬については東京都と広域火葬訓練を年に一度実施しており、災害時の対応ができるようにしている。 また、現在も一つの炉が急遽故障のため使用できなくなった場合、緊急対応として他の炉で火葬を行う運用をしている。 | 原案の通りとさせていただきます。 |
| 8 | 日野市民の火葬場を使用する際の使用料改定について (全体) | 日野市民の利用者についても受益者負担の原則から、火葬場使用料を徴収する改定を行うことも考えてよいのではないかと。 | 現状他の火葬場(都下)で市民から火葬料金を徴収していないため、考えていない。 また、今回の改正は日野市民のサービス向上を目的にしたものでもあるため、日野市民からの使用料徴収はそぐわないと考える。 | 原案の通りとさせていただきます。 |